

第一表 (令和四年分以降用)

納税地、現在の住所、フリガナ、氏名、職業、屋号・雑号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号、整理番号

Table with columns for Income Types (e.g., Business, Real Estate, Dividends) and Tax Calculation (e.g., Taxable Income, Tax Amount, Total Income). Includes handwritten entries and a blue arrow pointing to '雑業務' (Miscellaneous Business).

④④・④⑤・④⑧・④⑨・④⑩又は④⑫の記入をお忘れなく。

◎所得の種類

- 給与: 俸給、給料、賃金、歳費および賞与など。
雑(公的年金等): 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。
(業務): 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入、シルバー人材センターの配分金、作業所などでの工賃など。
(その他): 個人年金など。
総合譲渡(短期): 土地建物等以外の資産の譲渡所得。
(長期): 所有期間5年超 (平成28年12月31日以前の取得)の資産に関する譲渡は長期。
一時: 生命保険契約や損害保険契約に基づく一時金や満期及び解約返戻金、懸賞の賞金、福引、当選金品、競馬・競輪の車券等の払戻金など。
営業等: 製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人、画家、漁業などの事業から生ずる所得。
農業: 米・麦・野菜・花木・果樹などの栽培、家畜・家きんなどの育成、肥育から生じる所得。
不動産: 貸家、貸店舗、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得。
利子: 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配による所得。
配当: 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公債公社債等運用投資信託を除く)や特定受益証券発行信託の収益の配分などの所得。

◎所得金額に関する計算方法